

# 議事録抄本

令和 6 年 3 月

福崎町農業委員会



令和6年3月 農業委員会議事録抄本

日 時 : 3月21日(木) 15:00~

場 所 : 福崎町役場 2階 大会議室

【出席者】・・・18名

農業委員

1番 牛尾 敏博	2番 高岡 俊一	3番 前田 泰良	4番 山本 徳雄	5番 古田 基晴
6番 田中 初美	7番 山口 金丸	8番 植岡 洋子	9番 柳田 伸一郎	10番 尾崎 肇
副会長 上阪 英仁	会長 上田 隆敏	-	-	-

農地利用最適化推進委員

11番 塙岡 栄	12番 尾内 奎則	13番 大野 通利	14番 後藤 芳樹	15番 岡 幸司
16番 松岡 隆子	-	-	-	-

事務局 吉田事務局長、塩見主査、豊國主査、多田

【欠席者】 なし

【遅刻者】 10番 尾崎 肇委員

【現地調査委員】

会長 上田 隆敏	副会長 上阪 英仁
8番 植岡 洋子	12番 尾内 奎則

【署名人】

5番 古田 基晴	6番 田中 初美
----------	----------

(議長) 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会3月定例会を開催します。

本日の欠席はありません。10番 尾崎 肇委員が遅れて来られます。農業委員会等に関する法律第27条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

一 同 <異議なし>

(議長) 異議なしということで、

3番 前田 泰良	4番 山本 徳雄
----------	----------

委員にお願いします。議案第55号から議案第60号に至る6議案、報告事項3件について審議願います。では審議に入る前にいつものとおり事務局による議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 【議案朗読及び説明】

<案件>

議案第55号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について

(委員会証明) 1件

議案第56号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(委員会許可) 2件

議案第57号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について

(知事許可) 3件

議案第58号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(知事許可) 5件

議案第59号 農地法第18条の規程による合意解約通知について

(委員会受理) 1件

議案第60号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案に係る意見について

3件

報告第1号 公共事業の施行に伴う一時転用届出について

1件

報告第 2 号 農地使用貸借の合意解約通知について

7 件

報告第 3 号 会長専決処理規程第 2 条に基づく証明書の発行について

5 件

---

(事務局担当) 令和 6 年 3 月 議案説明

議案第 55 号 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について  
(委員会証明)

12 番 : 資料 1 ページをご覧ください。願出地は、東大貫の交差点から北東約 110m に位置しています。地籍図、現況写真を合わせてご覧ください。

この願出地については、令和 5 年 6 月に相続しました。空家となっている [ ] を料理や着付け教室などを行いたいと考え、議案第 57 号 4 番にて [ ] を教室の駐車場として使用としたところ、今回の願出地が手続きされていないことが判明したため、非農用地の証明願いが出てきました。

昭和 55 年 10 月の航空写真から家の敷地として使用されていることと判断しております。20 年以上農地でなく、その他の要件である農振農用地でもないため、非農地としての要件をすべて満たしているものと考えます。

議案第 56 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
(委員会許可)

23 番 : 資料 2 ページをご覧ください。申請地は、山崎地区の妙法寺から南東約 160m に位置しています。地籍図・写真を併せてご覧下さい。

この申請は贈与による所有権移転です。もともと、譲受人の○○さんが家庭菜園をしたいと考えており、譲渡人の○○さんが農地を手放したいと考えていることを知り、家の横にある農地を譲受けことで話が纏まりました。

申請地は、線路や宅地に囲まれたところにあり、ほ場整備区域からは離れています。所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

24 番 : 資料 3 ページをご覧ください。申請地は、吉田地区の公民館から北西約 150m に位置しています。地籍図・写真を併せてご覧下さい。

この申請は売買による所有権移転です。譲渡人の○○さんは県外在住で、福崎町にて所有している農地は申請地のみです。農地だけでなく、所有している土地を手放したいと不動産屋に登録しており、譲受人の○○さんが見つけ売買にて話が纏まりました。

面積は小さく、譲受人の○○さんはブルーベリーをしたいと言われています。道と宅地に挟まれており、周辺は農地がありません。所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

## 議案第 57 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について

(知事許可)

3 番：資料 4 ページをご覧ください。南大貫新池の東約 100m に位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧下さい。

この申請は、自己所有地を露天駐車場にしていたところ、許可を取っていないことが分かったため転用の手続きを行なうものです。

申請者は、古民家喫茶を営業しており、その駐車場として使用していました。次の議案第 57 号 4 番の申請を行う際、今回の申請地の手続きが取られていないことが分かったため指導し、始末書が添付されています。

申請地は山際に近く、現地は砂利が敷いてあります。周辺はまとまった農地はないため転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第 4 条の許可要件は満たすものと考えます。

4 番：資料 5 ページをご覧ください。申請地は、東大貫の交差点から北東約 110m に位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧下さい。

この申請は、自己所有地を露天駐車場に転用するものです。議案第 55 号 12 番でも説明したとおり、■■■の宅地、議案第 55 号 ■■■ と合わせて教室を行う予定であり、その講師や生徒の駐車場として転用するものです。

資金等も充足しており、申請地は、住宅に囲まれておらずまとまった農地はないため転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第 4 条の許可要件は満たすものと考えます。

5 番：資料 6 ページをご覧ください。申請地は、南大貫のサルビア荘の南に位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧下さい。

この申請は、高齢になり後継者も近隣におらず農地の管理が難しくなったことから、山林に転用するものです。

申請地は池や山に囲まれた農地であり、道も細く、大型の農機具などは進入ができません。

現在は、草刈りなどもできておらず、スギやヒノキを植える予定としています。資金等も充足しており、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第 5 条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

## 議案第 58 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(知事許可)

23 番：資料 7 ページをご覧ください。申請地は、西大貫の交差点から北約 80m に位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧下さい。

この申請は、先月の議案で同じく ■■■ の一部を宅地として転用申請していますが、現況を復元したところ、■■■ の家がはみ出ていることがわかつたため手続きするもので

す。

譲受人と譲渡人は兄弟であり、昭和 63 年 2 月 10 に [REDACTED] の転用許可が出ています。建築の際にはみ出しており、今回分筆し贈与することで話が纏まっています。

近隣は農地を集積した農家もなく、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第 5 条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

24 番：資料 8 ページをご覧ください。申請地は、大西クリニックの北西約 110m に位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧下さい。

この申請は、売買により太陽光発電設備に転用するものです。譲受人の〇〇は太陽光発電の業者であり、農地の管理に困っていた〇〇さんと話が纏まりました。1,000 m<sup>2</sup>を超えるため、町の開発条例に基づき手続きを行っております。

地元や隣接農地の同意もあり、資金等も充足しています。近隣は宅地等に囲まれており、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第 5 条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

25 番：資料 9 ページをご覧ください。申請地は、高橋の交差点から東約 60m に位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧下さい。

この申請は、贈与により知的障害者グループホームとして転用するものです。

元々は、〇〇が耕作していましたが合意解約されています。また、グループホームを建設するに当たり開発の協議も整っています。

近隣は高橋営農が耕作していますが、隣接農地耕作者として同意されています。資金等も充足しており、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第 5 条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

26 番：資料 10 ページをご覧ください。申請地は、㈱新生金属の南西約 90m に位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧下さい。

この申請は、売買により太陽光発電施設に転用するものです。

譲受人の〇〇は太陽光発電の業者であり、農地の管理に困っていた〇〇さんらと話が纏まりました。

隣接同意も取られており、近隣は農地を集積した農家もなく、資金等も充足しており、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第 5 条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

27 番：資料 11 ページをご覧ください。申請地は、㈱新生金属の南西約 90m に位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧下さい。

この申請は、売買により太陽光発電施設に転用するものです。

譲受人の〇〇さんは、〇〇と知り合いであり全国で太陽光を設置しています。〇〇が間に入り所有者の〇〇さんと話をしたところ農地の管理に困っていたこともあり話が纏まりました。

資金等も充足しています。隣接農地の同意も取られており、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第 5 条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

<15：11 10番 尾崎 肇委員入室>  
議案第59号 農地法第18条の規程による合意解約通知について

(委員会受理)

7番：残存小作の解消が出てきています。

議案第60号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案  
に係る意見について

13ページをご覧ください。この議案は農地中間管理機構から受け手農家へ貸し付けていた農用地利用配分計画のうち一部新たな受け手への変更があったため、賃借権の移転をするものです。

これらの案件につきましては、以前開催されました総会においてそれぞれ審議、決定をしていただいたものです。

これまで認定農業者の○○さんが中間管理権を設定し耕作してました。○○さんは新規就農したいと希望しており、元々山崎地区で農地を探していましたが話が纏まらず、探していたところ、○○さんが耕作している農地にたどり着きました。○○さんや所有者とも話はしており、申請地ではブルーベリーを植え観光農園を行う計画です。

○○さんは、認定新規就農者となるべく農林振興課の担当や普及センターなどとも協議しています。また、農業の勉強を行うべく市川町の牛尾農場へ令和3年から研修にいっています。

これら農用地利用集積等促進計画案は、中間管理機構で農用地利用集積等促進計画として決定をし、兵庫県の認可と県公告手続後、新たな受け手に貸し付けることとなります。

この議案は、受け手への変更に対して農業委員会の意見を求めるものとなります。

続きまして、報告事項であります。

報告第1号 公共事業の施行に伴う一時転用届出について

直谷雨水幹線の工事の伴う公共工事の一時転用届出がでています。

報告第2号 農地使用貸借の合意解約通知について

使用貸借の合意解約通知が7件出たことを報告します。

報告第3号 会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について

17ページをお開きください。その他申出に基づく証明、農地基本台帳原本証明を4件、耕作面積証明を1件、計5件を発行したことを報告します。

説明は以上となります。

---

(議長) 議案第55号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認（委員会証明）1件について、現地調査済ですので報告願います。

(植岡委員) 12番：願出地は、東大貫の交差点から北東約110mに位置しています。

現地では、手入れが行き届いており、現地調査班では、問題がないと判断しています。

よろしくご審議ください。

(議長) 議案第55号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認（委員会証明）1件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議長) 次に、議案第56号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認（委員会許可）2件について、現地調査済ですので報告願います。

(植岡委員) 23番：申請地は、山崎地区の妙法寺から南東約160mに位置しています。

現地では、草刈もきれいにされていることを確認しました。

現地調査班では、問題がないと判断しています。

24番：申請地は、吉田地区の公民館から北西約150mに位置しています。

現地は、宅地に囲まれており、草刈等の手入れはあまりされていないのですが現地調査では問題ないと判断しています。

よろしくご審議ください。

(議長) 議案第56号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認（委員会許可）2件について、質疑はありませんか。

(山口委員) 24番について、三角地ですね。隣に住宅地があるんですか。

(事務局) 南側に宅地があって、東側と北側は道になっています。

(山口委員) 水路があるんですか。

(事務局) 現況では確認できなかったのですが、地図上では水路があります。

(山口委員) 隣接の人が買われるのですか。

(事務局) そういうわけではありません。

(山口委員) 個人の問題だからいいのだが、問題になりそうなものを植えられると思いまして。

(事務局) 交通が見づらくなるとかいうことですか。

(山口委員) ブルーベリーを植えられる予定だということだったので、道に面していたら盜難などの恐れがあると思いまして。ついついということもあって。わたしが言うことでもありませんが。

(議長) 次に、議案第57号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認（知事許可）3件について、現地調査済ですので報告願います。

(植岡委員) 3番：申請地は、南大貫新池の東約100mに位置しています。

現地では、すでに駐車場になっていることを確認しました。

現地調査班では、問題ないと判断しています。

4番：申請地は、東大貫の交差点から北東約110mに位置しています。

現地では、宅地に囲まれておりきちんと管理されていることを確認しました。

現地調査班では、問題ないと判断しています。

5番：申請地は、南大貫のサルビア荘の南に位置しています。

現地では、手入れがされており現地調査では、問題がないと判断しています。

よろしくご審議ください。

(議長) 議案第57号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認（知事許可）3件について、質疑はありませんか。

(山口委員) 5番について、これだけたくさん田があるということは、天水でしょうか。池があるんですか。

(事務局) 地図上の570番というのが○○さんがお持ちの池になります。池はそのまま残

される予定です。

(山口委員) ここから流れる水があるでしょう。災害が起こる可能性はゼロなんですか。

(事務局) ゼロではないと思います。

(山口委員) ここの水を使っている田があるならいいが、池が不要になるのなら、廃止するようなことはできないんですか。

(事務局) 県に意見をあげるときに、決壊しないような対策を行うことというのを条件として、許可をしてほしいという意見を申し立てることはできます。

(山口委員) おそらく5年、10年はなにも起きないと思います。その間ずっと池に雨水が溜まり続けて泥吐がつまる。あくまでも個人の池なら、土手の決壊防止処理を条件付きにしないといけないんじゃないかな。行政が災害の後をかぶらないといけなくなる。転用されるのは構わない。決壊したときには許可した人の責任にならなければ。

(事務局) ため池は下の公共施設に影響があったり、人に危害が及ぶような場合、特定ため池として指定があります。これはまだそこまで調べていませんが、指定はされていないと思います。その指定された池は、5年に一度検査をしたりします。この池は大丈夫だと思います。

(山口委員) 必要のない池をなぜ残すのか。

(事務局) 個人の池ですから、行政が廃止しなさいということはなかなか出来ない。特定ため池に指定されて廃止する池もあるが、今のところこの池は指定されていない。

(山口委員) 災害はなかったけど、3年ほど前にも泥吐が抜けたと聞く。災害が起こらないようにする努力はできないのかと聞いています。今ある法律を盾にするんじゃなくて。

(事務局) 状況をお伝えします。

(山口委員) 個人の池が放置されることは、前もあったから。スルーで終わらせる事ではないと思う。

(事務局) 池の状態など、土地改良係等に確認してみたいと思います。

(議長) 次に、議案第58号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可)5件について、現地調査済みですので報告願います。

(植岡委員) 23番：申請地は、西大貫の交差点から北約80mに位置しています。

現地では、既に宅地になっていることを確認しました。

現地調査班では、問題ないと判断しています。

24番：申請地は、大西クリニックの北西約110mに位置しています。

現地では、年に数回程度草刈りをして管理されているように思います。

現地調査班では、問題ないと判断しています。

25番：申請地は、高橋の交差点から東約60mに位置しています。

現地では、草刈等管理されていることを確認しました。

現地調査班では、問題ないと判断しています。

26番：27番 は隣同士です。申請地は、株新生金属の南西約90mに位置しています。

現地では、手入れはされていますが、耕作はされていないことを確認しました。

現地調査班では、問題ないと判断しています。

(議長) 議案第58号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可)5件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議長) 次に、議案第59号 農地法第18条の規程による合意解約通知1件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議長) 次に、議案第60号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案1件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議長) それでは、ただ今より順次、討論、採決に移りたいと思います。

議案第55号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明)1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。  
議案第55号 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成 11 : 反対 0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第55号 1件について、証明することいたします。

(議長) 次に、議案第56号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認（委員会許可）2件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。  
議案第56号 2件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成 11 : 反対 0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第56号 2件について、許可することといたします。

(議長) 次に、議案第57号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認（知事許可）3件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。  
議案第57号 3件について、賛成の方は挙手願います。

<挙手全員> [賛成 11 : 反対 0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第57号 3件について、県へ進達することといたします。

(議長) 次に、議案第58号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可)5件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。  
議案第58号 5件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成11：反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第58号 5件について、県へ進達することといたします。

(議長) 次に、議案第59号 農地法第18条の規程による合意解約通知(委員会受理)1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。  
議案第59号 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成11：反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第59号 1件について、受理することといたします。

(議長) 次に、議案第60号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案に係る意見1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。  
議案第60号 1件について、「特段の意見なし」と回答することに賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成11：反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第60号 1件について、「特段の意見なし」と回答することといたします。

(議長) 報告事項については事務局が報告したとおりですが、質疑はありませんか。

<なし>

< 15 : 51 終了 >

○次回農業委員会開催日・・・4月22日（月）15時00分から

署名人	
署名人	